

1. 件 名：日本原燃株式会社第二種廃棄物埋設事業変更許可申請に係る新規制基準への適合確認に関するヒアリング（73）
2. 日 時：令和3年2月3日（水）10時10分～11時45分
3. 場 所：原子力規制庁 8階会議室（音声通話により実施）
4. 出席者：
原子力規制庁
原子力規制部 審査グループ 核燃料施設審査部門
志間企画調整官、金岡上席安全審査官、菅生主任安全審査官、大塚安全審査専門職、鈴木安全審査専門職
日本原燃株式会社
開発設計部長、他14名

5. 要 旨：

日本原燃株式会社（以下「原燃」という。）から平成30年8月1日付で申請（令和2年1月20日付で一部補正）のあった廃棄物埋設事業変更許可申請について、以下のとおりヒアリングを実施した。

(1) 原子力規制庁から、主に以下のコメントを行った。

○廃止措置の開始後の評価の整理表

- ・自然事象シナリオと人為事象シナリオとで、状態設定のまとめ方が異なっているため、人為事象シナリオについても自然事象シナリオと同様に、地質環境等の状態設定、廃棄物埋設地の状態設定、生活環境の状態設定の順に再整理すること。
- ・人為事象シナリオについて、建設作業（掘削）に係るシナリオと掘削残土上での居住に係るシナリオに分け、それぞれにおける状態設定やパラメータ設定について整理すること。

○廃棄物埋設施設事業変更許可申請の安全審査を踏まえた適合性について

- ・廃棄物埋設施設、廃棄物埋設地及び埋設設備の関係を整理し、図等を用いて説明すること。また、安全機能を有する施設についても、必要となる安全機能と廃棄物埋設施設の構成要素との関係や、安全機能を必要とする期間を整理し、図等を用いて説明すること。
- ・第二種廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第十条第四号への適合性について、廃止措置の開始後の線量評価はシナリオの概念及び目的並びに評価全体の流れを説明した後に、具体的設定を説明する構成とすること。
- ・廃止措置の開始後の線量評価において考慮する事象等については、抽出結果だけでなく抽出の考え方やその過程を説明すること。

- ・ 状態設定を行う期間の設定方法については、記載を充実すること。
 - 廃棄物埋設施設の「技術的能力」に関する記載修正の考え方について
 - ・ 事業許可の変更内容に係る技術的能力を有していることが明確となるような記載とすること。
- (2) 原燃から、今回のヒアリングを踏まえて対応する旨の発言があった。

6. 提出資料

資料 1 廃止措置の開始後の評価の整理表

資料 2 廃棄物埋設施設事業変更許可申請の安全審査を踏まえた適合性について

資料 3 廃棄物埋設施設の「技術的能力」に関する記載修正の考え方について

以上